

那珂市協働のまちづくり指針（案）・  
那珂市協働のまちづくり推進基本条例（案）  
に対する意見を募集した結果について

1 意見募集の概要

(1) 意見募集期間

平成21年10月20日（火）～平成21年11月18日（水）

(2) 閲覧及び意見の募集方法

- ・ 那珂市ホームページへの掲載
- ・ 那珂市役所市民活動課での閲覧（提供・貸し出し）
- ・ 那珂市役所瓜連支所での閲覧（提供・貸し出し）
- ・ 那珂市立図書館での閲覧

(3) 閲覧等の概要

- ・ ホームページへのアクセス 190件
- ・ 資料の提供 0件
- ・ 資料の貸出し 0件

(4) 案に対する意見（コメント）、質問等

- ・ 意見（コメント）提出人数 1人
- ・ 意見（コメント）、質問数 7件

内訳：指針案に対する提案 2件

指針に基づき施策を推進するにあたっての要望 3件

指針案の内容に関する質問 2件

## 2 意見（コメント）の概要及びそれに対する市の考え方

### <指針案に対する提案>

意見（コメント）の概要	意見（コメント）に対する市の考え方
<p>①指針 3-4（6ページ）</p> <p>「市民の定義」に市内に勤務・通学する個人も含まれているが、市民と言えば一般的には住んでいる者に限るものであり、協働のまちづくりはそこに住んでいる住民で築き上げるものではないか。</p>	<p>市内に通勤・通学している方は、1日の大半を那珂市で過ごすこととなります。学生においてはクラブ活動・サークル活動等を通して、市内での市民活動に参加・協力する機会もありますし、通勤している方においても同様に、環境美化活動など市との関わりは少なくないと思われます。</p> <p>よって、市としましては、市内に通勤・通学する個人も含めた広義の市民を、協働の主体として条例においても定義させていただきます。</p>
<p>②指針 4-3（7ページ）</p> <p>区長制度から自治組織制度へ移行する背景と過程、それによって現状課題が解決される旨を補足説明として追記してはどうか。</p>	<p>自治組織制度への移行と、なぜ移行するのか等につきましては、本指針第7章（7-4）や、第8章（全体）などで示しておりますので、この構成で進めさせていただきます。</p>

### <指針に基づき施策を推進するにあたっての要望>

<p>「協働のまちづくりを推進するにあたっては、市役所内関係課の連携と意識改革が必要である。」外 2 件</p>	<p>那珂市協働のまちづくり指針に基づき、具体的な施策を推進するにあたっての参考にさせていただきます。</p>
--	---

### <指針案の内容に関する質問>

<p>実質公債費比率の増減の理由外 1 件</p>	<p>個別に回答させていただきます。</p>
---------------------------	------------------------